

2021年度公務労協情報 No.22

2021年4月27日

公務公共サービス労働組合協議会
地方公務員部会

地公部会が、全人連に対し民間給与実態調査等に関わる要請書を提出-4/16 －基本権制約の代償機関としての使命を果たすよう要請－

公務労協地方公務員部会は、4月16日、全国人事委員会連合会（全人連）に対して、民間給与実態調査等に関する要請書を提出し、4月26日に要請書に対する回答があった。

本年は、新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大に歯止めがかからないなか、東京都において「まん延防止等重点措置」が適用され不要不急の外出・移動の自粛が求められていたことから、対面での要請行動に替えて要請書を送付する対応とした。

全人連への要請書（資料1）に対する回答は下記の通り。

【全人連回答】

令和3年4月26日

4月16日の要請につきましては、早速、全国の人事委員会にお伝えしたところです。

現在、東京・京都・大阪・兵庫の4都府県を対象に「緊急事態宣言」が出されており、新型コロナウイルス感染症による社会経済への影響は、引き続き予断を許さない状況にあります。

最近の経済状況を見ますと、4月22日に発表された政府の月例経済報告では、「景気について依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる。」との判断が示されております。先行きについては、「内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある。また、金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。」としています。

民間における春季労使交渉の状況でございますが、3月中旬の主要企業の一斉回答では、新型コロナウイルス感染症による企業業績の悪化をうけて交渉は低調となる中、堅調な回答を行う企業もみられるなど明暗が分かれたとの報道もありますが、まだ多くの企業で労使交渉が続いていることから、引き続き今後の動向を注視する必要があると考えております。

また、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、各企業においてテレワークの導入など働き方改革が進んでいることや、公務員の定年引上げに関する法案の取扱いについても、引き続き注視してまいります。

民間における賃金の状況を的確に把握するため、毎年、各人事委員会は、人事院と共同で民間給与実態調査を行っており、本年の調査期間は4月26日から6月22日までとしております。

この度、要請のありました個々の内容は、各人事委員会において、調査の結果や各自治体の実情等を踏まえながら、本年の勧告に向けて検討していくことになるものと思います。

私ども人事委員会の重要な使命は、中立かつ公正な第三者機関として、公務員の給与等の勤務条件について、社会情勢に適応した、適正な水準を確保することであると認識しております。

全人連といたしましては、今後も各人事委員会の主体的な取組を支援するとともに、各人事委員会や人事院との意見交換に努めてまいります。

全国人事委員会連合会
会長 青山侑

(資料1)

2021年4月16日

全国人事委員会連合会
会長 青山 侑 様

公務公共サービス労働組合協議会
地方公務員部会議長 二階堂健男

民間給与実態調査等に関わる要請書

各人事委員会における地方公務員の賃金・労働条件の改善に向けたご努力に敬意を表します。

さて、連合の2021春季生活闘争は、分配構造の転換につながりうる賃上げと誰もが安心・安全に働くことのできる環境整備の実現をめざし、各労使が精力的に交渉を重ねていますが、先行組合の賃上げ回答では、極めて厳しい状況となっています。

地方公務員部会も、連合に結集し、公務・公共部門で働く全ての職員の待遇改善をめざし、職員の賃金改善は元より、時間外勤務の着実な縮減、会計年度任用職員をはじめとする臨時・非常勤職員の待遇改善などを最重要課題として位置づけ、具体的な取組を進めてきました。

一方、各自治体職場においては、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、住民の期待に応えるべく、それぞれの持ち場で日夜自らの職務に全力を尽くしておりますが、その勤務環境は大変厳しいものとなっています。職員が国民・住民の期待に応え、より質の高い公務・公共サービスを確実に提供していくためには、職員の雇用の安定と賃金・労働条件の改善・確保が不可欠です。

そのためには、各人事委員会が、労働基本権制約の代償機関の立場から、中立かつ公正な第三者機関としての使命を十分に果たされるよう強く求めるとともに、下記事項の実現に向け最大限の努力を払われますよう要請します。

記

1. 2021年度の民間給与実態調査にあたっては、現行の比較企業・事業所規模を堅持するとともに、社会的に公正な仕組みとなるよう抜本的な改善を検討すること。
2. 民間賃金実態に基づく公民較差を精確に把握し、地方公務員の生活を守るための賃金水準を確保すること。
3. 諸手当の改定については、地域の実情及び職員の職務や生活実態を踏まえ、組合との十分な交渉・協議に基づき進めること。
4. 公立学校教員の賃金に関わり、引き続き、各人事委員会が参考としうるモデル給料表を作成・提示すること。また、作成に当たっては、関係労働組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。
5. 人事委員会の勧告に向けた調査や作業に当たっては、組合との交渉・協議、合意に基づき進めること。